

筑前町いじめ・不登校等問題対策委員会設置等に関する規則

平成17年3月22日

教育委員会規則第14号

改正 平成17年7月20日教育委員会規則第37号

(目的)

第1条 筑前町のいじめ・不登校及び問題行動（以下「いじめ・不登校等」という。）の根絶を図るため、学校、地域及び家庭が連携を密にして児童・生徒の実態を把握し、これらを事前に防止することを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、筑前町いじめ・不登校等問題対策委員会（以下「委員会」という。）という。

(事業)

第3条 委員会は、第1条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) いじめ・不登校等問題根絶のための住民意識の啓発に関すること。
- (2) 地域及び家庭の教育力を高める方策に関すること。
- (3) いじめ・不登校等問題の早期発見の取組に関すること。
- (4) 気になる児童・生徒に対する指導及び補導に関すること。
- (5) いじめ・不登校等防止に係る授業等の実践に関すること。
- (6) 指導者の力量の向上のための研修等に関すること。
- (7) 前各号のほか、目的達成に必要な事業に関すること。

(組織及び任期)

第4条 委員会の定数は、45人以内とし、構成は、次に定める団体等から筑前町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 教育委員 5人
- (2) 小・中学校長 6人
- (3) 小・中学校の児童・生徒指導担当教諭及び養護教諭 12人
- (4) 小・中学校PTA会長 6人
- (5) 主任児童委員代表 4人
- (6) 少年補導員 1人
- (7) 人権擁護委員代表 1人
- (8) 所轄交番代表 1人
- (9) こども未来センター所長 1名
- (10) その他教育委員会が必要と認める者 若干名

2 委員の任期は、前項に規定する役職員の任期とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、教育委員長を充てることとし、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(議決)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(相談員の設置)

第8条 委員会に相談員を置く。

2 相談員は、いじめ・不登校等について相談を受けたときは、学校と連携し、適切な指導・助言を与えるとともに事後の行動についても配慮するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が、委員会に諮り定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成17年7月20日教育委員会規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。